指定訪問看護　重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1条　事業者概要

事業者名称　　:社会福祉法人太陽会
所在地　　:千葉県鴨川市大幡1222-1
代表者名　　:理事長　亀田信介
電話番号　　:04-7096-6100

第2条　事業所概要

事業所名称　　:訪問看護ステーションおひさま
指定番号　　:千葉県指定　第1263690096号
所在地　　:〒294-0014　千葉県館山市山本2423-3
管理者　　:大友　可奈
電話番号　　:0470-29-7868

第3条　事業の目的と運営方針

＜事業の目的＞

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

＜運営の方針＞

1　訪問看護ステーションおひさま（以下「事業者」とします。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減および悪化防止に資するよう、療養上の目標を設定し支援する。
2　事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3　事業者は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

1　事業者の職員体制（2026年11月1日現在）

管理者（看護師）:1名（常勤）
その他看護師　　:5名（常勤）
事務員　　:1名

第4条　営業時間

営業日　　:月曜日～金曜日（土・日・祝日、12月30日～1月3日を除く。）
営業時間　　:午前8時30分～午後5時
（ただし、緊急を要する場合は土・日・祝日を問わず、24時間、別紙の緊急時連絡方法により対応いたします。）

第5条　営業地域

通常の地域　　:館山市・南房総市・安房郡鋸南町の一部

第6条　利用料

1　利用者は、介護保険法等関連法等に定める料金を支払います。
2　利用者は、訪問看護利用料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する、所定の利用料およびサービスを提供するうえで別途必要となった費用について、同意を得たうえで支払うものとします。
3　事業者は、利用者に料金の変更がある場合は、事前に説明し文書で同意を得ます。

4　利用料の支払い方法

毎月15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用者の指定口座から自動振替の場合

利用料は 1 カ月単位とし、当月分を翌月 26 日に利用者が指定する口座から振替え、領収書を発行します。(26 日が土・日・祝日の場合は、その翌日)

振込みの場合

利用料は 1 カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求します。請求書の発行日から 1 カ月以内に指定口座へお振込みください。確認後に領収書を発行します。

第7条　緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

第8条　事故発生時の対応

1　訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2　利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第9条　災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し、安全を確保したうえで利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

第10条　虐待の防止について

事業者は、利用者等への人権の擁護・虐待の防止等のため、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

1　研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

2　居宅サービス計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

3　従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

4　虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第11条　禁止行為について

訪問看護師は、サービス提供にあたり次の各号に該当する行為はいたしません。

1　利用者またはその家族等からの金銭または物品の授受

2　利用者の家族に対するサービスの提供

3　勤務時間内での飲酒および訪問中の喫煙

4　利用者またはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

5　利用者またはその家族に対する迷惑行為

訪問看護師に対する禁止行為等も定めています。

1　特定の看護師に対する指名訪問

2　看護師訪問中の飲酒および喫煙

3　看護師訪問中のペットの接近

4　暴力・暴言・ハラスメント

第12条　特定行為について

事業者には「特定行為」を実施できる特定看護師が在籍しており、医師の指示をうけて必要に応じ以下の医療行為ができます。

1　気管カニューレの交換

2　膀胱瘻カテーテルの交換

3　胃瘻の交換

4　血流のない壊死組織の除去

5　陰圧閉鎖療法

6　インスリン投与量の調整

第13条　苦情申し立て窓口

訪問看護ステーションおひさま 苦情解決責任者　：　大友　可奈 苦情対応担当者　：　小澤　愛 第三者委員　　：　太陽会理事	所在地　千葉県館山市山本 2423-3 電話　0470-29-7868 FAX　0470-29-7865 メール　ohisamast@awairyo.jp 受付時間　月～金 8:30 - 17:00
安房地域医療センター 総合相談センター	所在地　千葉県館山市山本 1155 電話　0470-25-5030 FAX　0470-25-5043 受付時間　月～金 8:30 - 17:30
館山市健康福祉部 高齢者福祉課介護保険係	所在地　千葉県館山市北条 1145-1 電話　0470-22-3489 FAX　0470-22-3115 メール　kourei@city-tateyama.chiba.jp 受付時間　月～金 8:30 - 17:15
南房総市保健福祉部 高齢者支援課	所在地　千葉県南房総市谷向 100 電話　0470-36-1152 FAX　0470-36-1133 受付時間　月～金 8:30 - 17:15
鋸南町 保健福祉課 福祉支援室	所在地　千葉県安房郡鋸南町保田 560 電話　0470-50-1172 FAX　0470-55-4148 メール　fukushi@town.kyonan.chiba.jp 受付時間　月～金 8:30 - 17:15
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地　千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話　043-254-7428 HP　http://www.kokuhoren-chiba.or.jp/contact/index.php 受付時間　月～金 9:00 - 17:00